

## 東京都健康安全研究センター競争的研究資金の不正使用に係る調査要領

### (目的)

**第1条** この要領は、「東京都健康安全研究センター競争的研究資金の管理・監査の基本方針」(令和2年月 日付2健研健第 号)に基づき、東京都健康安全研究センター(以下「センター」という。)における競争的研究資金の不正使用に関する調査の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (受付窓口)

**第2条** センターにおける不正使用の疑いに係るセンター内外からの指摘又は本人からの申し出等(以下「告発」という。)に適切な対応を行うため、企画調整部管理課庶務担当に受付窓口を置く。

2 センターにおける不正使用の疑いについて告発する者(以下「告発者」という。)は、受付窓口郵便、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等の方法により、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- (1) 告発者の氏名、連絡先
- (2) 不正使用に関与した疑いのある者(以下「被告発者」という。)の氏名
- (3) 不正使用の内容(不正使用の態様、不正使用が行われた時期、競争的研究資金の名称等)
- (4) 不正使用とする合理的な理由又は根拠

### (告発の取扱い)

**第3条** 企画調整部管理課長は、告発のうち前条第2項各号の事項が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、要件を満たさない告発であっても、調査対象が特定でき、不正使用とする合理的な理由又は根拠が示されたものは、受け付けることができる。

2 企画調整部管理課長は、告発を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者を經由して最高管理責任者にその内容を報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、告発の内容について、関係部門のコンプライアンス推進責任者に予備調査を行わせることができる。コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、告発の内容、関係資料等を精査して、告発の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、第2項及び前項の報告に基づき、告発の合理性等を確認の上、告発の受付から30日以内に調査の要否を判断する。

5 最高管理責任者は、前項の規定により調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者にその旨を通知の上、調査の協力を要請するものとし、調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知する。

6 報道若しくは外部機関等により不正使用の疑いが指摘された場合又は内部監査等において不正使用の疑いが生じた場合は、告発があった場合に準じて取扱いができるものとする。

7 匿名による告発又は報道等による指摘等告発者が明らかでない場合は、第5項、第7条、第8条第4項及び同条第6項における告発者への通知は行わない。

### (不正使用調査委員会)

**第4条** 最高管理責任者は、前条第5項の規定により調査を行うことを決定した場合は、概ね30日以内に不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 企画調整部長
- (2) 予備調査を行ったコンプライアンス推進責任者
- (3) 健康情報解析担当部長
- (4) 企画調整部管理課長
- (5) 企画調整部健康危機管理情報課長
- (6) 弁護士、公認会計士等のセンター外の有識者 若干名
- (7) その他企画調整部長が必要と認めた者

3 前項6号に定める者にあつては、センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

4 調査委員会に委員長を置き、企画調整部長をもって充てる。

#### (調査の実施)

**第5条** 調査委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について調査する。

- 2 調査は、告発者、被告発者その他の関係者への事情聴取及び物的証拠の精査等により行う。
- 3 調査においては、不正使用に関与した疑いがある者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査対象には、告発の対象となった研究費のほか、調査委員会の判断により被告発者の他の競争的研究資金を含めることができる。
- 5 調査委員会は、調査の過程において被告発者が不正使用に関与している可能性が極めて高いと判断される事実が明らかになった場合は、速やかにその旨を最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告があつたときは、その被告発者に配分された競争的研究資金について使用の停止を命じることができる。

#### (認定)

**第6条** 調査委員会は、調査委員会を設置した日から概ね 150 日以内に、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について認定を行う。

- 2 前項の認定は、調査により得られた物的証拠、不正使用に関与した疑いがある者の弁明及び自認並びに関係者の証言等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
- 3 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定する場合であつて、告発が悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を行う。この認定を行うにあつては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

#### (認定の報告等)

**第7条** 委員長は、前条第1項及び第3項の規定により調査委員会が認定を行ったときは、当該認定を速やかに最高管理責任者に報告するとともに、告発者及び被告発者(被告発者以外の者で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。

#### (不服申立て)

**第8条** 不正使用に関与されたと認定された被告発者及び悪意に基づく通報を行ったと認定された告発者

は、当該認定に関して不服があるときは、前条の通知を受けた日の翌日から 14 日以内に、認定を不服とする合理的な理由又は認定を覆すに足りる資料を付して、書面により調査委員会に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 調査委員会は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するとともに、委員長はその旨を最高管理責任者に報告する。なお、不服申立てがなかった場合も、委員長はその旨を最高管理責任者に報告する。
- 3 調査委員会は、再調査の開始にあたり、不服申立てをした者に再調査の協力を要請するものとし、その協力が得られない場合には、再調査を中止することができる。この場合、委員長は直ちにその旨を最高管理責任者に報告する。
- 4 委員長は、第1項の規定により不服申立てがあったとき、第2項の規定により再調査を行うか否かを決定したとき及び前項の規定により再調査を中止したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 5 調査委員会は、再調査を開始した日から概ね 50 日(悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者からの不服申立てについては 30 日)以内に、その認定を覆すか否かを決定する。
- 6 委員長は、調査委員会が前項の決定をしたときは、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、告発者及び被告発者に通知する。

#### (調査への協力義務)

**第9条** 告発者、被告発者、その他センターの構成員は、調査(第3条第3項に規定する予備調査及び前条に規定する再調査を含む。)に対し、誠実に協力しなければならない。調査委員会から関係資料の提出、事実の証明、報告等の要請その他調査に必要な事項の実施を求められたときは、正当な理由なく、これを拒否することはできない。

#### (秘密保持義務)

**第10条** 告発の処理に携わる者及び調査委員会の委員並びにその他の関係者は、告発の内容及び調査で得られた情報並びにその他その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

#### (告発者等の保護)

**第11条** 最高管理責任者その他の関係者は、悪意に基づく告発であると認定されない限り、単に告発者が通報したことを理由として、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者その他の関係者は、相当な理由がない限り、単に被告発者が通報されたことを理由として、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止、その他不利益な取扱いをしてはならない。

#### (国等資金配分機関への報告等)

**第12条** 第5条第1項に規定する調査の実施にあたり、調査方針、調査対象及び方法等について国等資金配分機関に報告し、協議しなければならない。

2 調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、国等資金配分機関に報告する。

3 調査が完了したときは、調査結果その他必要な事項を含む最終報告書を国等資金配分機関に提出する。

4 前項の最終報告書の提出は、原則として告発の受付から 210 日以内に行わなければならない。なお、期限までに調査が完了しないときは調査の中間報告を提出する。

- 5 前2項の規定にかかわらず、国等資金配分機関から要請があったときは、期限前又は調査の完了前であっても、調査の進捗状況報告又は中間報告を提出する。
- 6 第8条第4項に該当するとき及び同条第5項に規定する先の認定を覆すか否かの決定があったときは、同項に定めるもののほか、国等資金配分機関にも報告する。
- 7 国等資金配分機関から要請があったときは、調査に支障があるなどの正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。

#### (公表)

- 第13条** 最高管理責任者は、不正使用があったと認定された場合は、速やかに不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順その他必要な事項を公表する。ただし、合理的な理由がある場合、これらの一部を公表しないことができる。
- 2 不正使用がなかったと認定された場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用が行われていなかったことその他の必要な事項を公表する。
  - 3 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名その他の必要な事項を公表する。

#### (不正使用に対する措置)

- 第14条** 最高管理責任者は、不正使用があったと認定された場合又は告発が悪意に基づき行われたと認定された場合は、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分の手続を行う。

#### (事務)

- 第15条** この規程に定める事務は、企画調整部管理課庶務担当が行う。

#### (その他)

- 第16条** 最高管理責任者は、上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。